

## TEPIA 講演会会員規約

### 第1条（目的）

本規約は一般財団法人高度技術社会推進協会（以下、「TEPIA」という。）が運営する TEPIA 講演会（以下、「講演会」という。）に関して、TEPIA と会員との間で合意する事項を定める。

### 第2条（会員）

TEPIA が定める手続きに従って会員登録を申し込み、これに対して TEPIA が会員登録を承諾した者をいう。

2 会員は日本国内に在住している成年の個人を対象とし、法人や団体等は対象外とする。

### 第3条（会員の承諾）

TEPIA は会員の登録に当たり、次の場合、会員登録の申込みを承諾しないことがある。

- （1）会員登録申込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載や記載に不備がある場合
- （2）会員登録申込者が本規約の違反等により過去に登録を抹消されたことがある場合
- （3）その他、TEPIA が会員として認められないと判断する場合

### 第4条（会員サービス）

TEPIA は講演会の開催を計画するとともに、会員に対して以下のサービスを提供する。

#### （1）開催の案内

TEPIA は講演会の開催が調った段階で、その時点での会員に対して登録された電子メールアドレス宛に開催案内を電子メールで送信する。

#### （2）参加申込みの受付

TEPIA は講演会の開催案内に対する会員からの参加申込みを電子メールで受け付ける。（参加可否については（3）項による。参加申込みしたから常に参加できるわけではないことに注意。）

#### （3）参加可否の通知

TEPIA は講演会への参加を申込んだ会員に対して参加可否を電子メールで通知する。参加募集枠に対して参加希望者が多い場合には参加申込みの受付の先着順で参加可否を決定する。

#### （4）講演会の開催

講演会を開催し、TEPIA は講演会場の受付で参加可の会員の参加を受け付ける。講演会への参加は電子メールで参加可の通知を受けた本人のみとし、参加可の通知を受けていない同伴者や代理人の参加は認めない。

#### 第5条（会員情報の変更）

会員の住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等、届出された連絡先に関する情報に変更が生じた場合、会員は電子メールで TEPIA 指定の電子メールアドレスに通知する。

#### 第6条（会員の退会）

会員登録の解除を希望する場合、会員は電子メールで TEPIA 指定の電子メールアドレスに通知する。TEPIA は通知を受けた時点で会員の情報を抹消する。

#### 第7条（会員サービスの内容変更）

TEPIA は会員に事前に通知することなく案内した講演会の講演テーマ等、講演内容について変更する場合がある。

#### 第8条（会員サービスの終了）

TEPIA は会員に事前に通知することなく会員サービスを終了する場合がある。会員サービスを終了する場合には TEPIA は会員の情報を抹消する。

#### 第9条（規約の変更）

TEPIA は会員の承諾を得ることなく本規約を変更することがある。規約に変更があった場合、その最新版を講演会ウェブサイト内に掲載することとし、掲載された時点から効力を有する。

#### 第10条（会員の禁止事項）

会員による次の行為は禁止とする。

- (1) 第三者（講演者や他の会員を含む）、TEPIA の資産（著作権、商標権等その他の知的財産権等の権利を含む）、もしくは法的利益を侵害する行為
- (2) 第三者（講演者や他の会員を含む）、TEPIA を誹謗中傷し、これらの者の名誉・信用を毀損し、若しくはそのプライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (3) 講演会の全部又は一部の運営を妨げる行為
- (4) 法律もしくは公序良俗に違反する行為
- (5) 自己の会員に関する情報を故意に他人に公開し、又は第三者に利用させる行為
- (6) 他人（架空の者を含む）になりすまして、講演会に参加する行為
- (7) 本規約に反する行為
- (8) TEPIA に不利益を与える行為
- (9) 前各号に定める行為を助長する行為
- (10) 前各号に該当するおそれがあると TEPIA が判断する行為
- (11) その他、TEPIA が不適切と判断する行為

#### 第11条（損害の賠償）

会員が第10条に定める禁止行為を行って TEPIA が損害を被った場合には、当該会員は TEPIA に対して損害を補償する。

#### 第12条（会員登録の抹消）

会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、TEPIA は会員に事前に通知することなく会員登録を抹消する。

- （1）TEPIA からの講演会案内の電子メールが2回以上会員登録された電子メールアドレスに宛先に届かなかった場合。
- （2）TEPIA からの講演会への参加可の通知を受けた講演会への不参加率が高い場合
- （3）会員登録事項に虚偽の申告をしたことが判明した場合
- （4）会員が前条に定める禁止行為を行った場合
- （5）その他、TEPIA が相当の理由があると判断したと場合

#### 第13条（設備等に関する責任）

会員サービスの提供を受けるために必要なインターネットアクセスのための通信環境等の整備は、会員が自己の費用と責任において行う。

2 TEPIA は会員のインターネット環境の不備による TEPIA と会員との間の電子メール等の遅延や不達等、及びそれらに起因して会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負わない。

#### 第14条（免責事項）

会員サービス提供の遅滞、変更、中止又は終了について、TEPIA は会員に対して一切の責任を負わない。

2 TEPIA は会員サービスに関して会員に生じた損害について、一切の責任を負わない。

3 会員サービスを利用して生じた会員と第三者（講演者や他の会員を含む）との間の紛争について、TEPIA は会員に対して一切の責任を負わない。

#### 第15条（準拠法）

この会員規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

#### 第16条（管轄裁判所）

TEPIA と会員との間の本規約及び会員サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。